

# 青森県報

号外第三十一号

平成三十年  
三月三十日  
(金曜日)

## 目次

### 規則

○青森県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則 (行政経営課) …… 一	○青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (団体経営改善課) …… 五	○青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課) …… 六	○青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課) …… 六	○青森県不動産特定共同事業者名簿等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則 (同) …… 八	○青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則 (防災危機管理課) …… 九	○職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令 (人事課) …… 九	○青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令 (防災危機管理課) …… 一〇	○告示
○青森県ゴルフ場における農業の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱 (環境保全課) …… 一〇	○道路の占用を制限する区域の指定 (道路課) …… 二	○小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所の場所 (建築住宅課) …… 四	○不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の場所の一部改正 (同) …… 四					

## 規則

青森県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十号

#### 青森県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

青森県地方独立行政法人法施行細則(平成二十年三月青森県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条を削り、第五条を第六条とする。

第四条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 中期目標の期間を超える債務負担(公立大学法人(法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)に限る。)

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「業務方法書に記載すべき」を削り、同条第一号中「地方独立行政法人(以下「法人」という。)」を「法人」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(監査報告の作成)

第二条 法第十三条第四項後段の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員(監事を除く。第一号及び第五項において同じ。)は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該監事に係る地方独立行政法人(以下「法人」という。)の役員及び職員  
二 当該監事に係る法人(以下この条において「当該法人」という。)の子法人(法第十三条第七項に規定する子法人をいう。以下同じ。)の取締役、会計参

与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人  
 三 前二号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該法人の他の監事、当該法人の子法人の監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容  
 二 当該法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 当該法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見  
 四 当該法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

第七条を次のように改める。

（業務実績等報告書）

第七条 法第二十八条第二項の報告書は、次の表の上欄に掲げる報告書の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項を明らかにして記載しなければならない。

報告書	事 項
一 法第二十条 八条第一項 第一号に掲げる事業年度に係る報告書	イ 当該事業年度における業務の実績については、当該事業年度に係る年度計画に定めた項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次に掲げる事項、当該項目が同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には(1)から(3)までに掲げる事項
中期計画及び年度計画の実施状況	

二 法第二十条 八条第一項 第二号に掲げる事業年度に係る報告書	イ 当該事業年度における業務の実績については、当該事業年度に係る年度計画に定めた項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には前号イに掲げる事項、当該項目が同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には同イの(1)から(3)までに掲げる事項 ロ 当該事業年度における業務の実績について法人が自ら評価を行った結果については、前号ロに掲げる事項 ハ 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績については、当該中期計画に定めた項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次に掲げる事項、当該項目が同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には(1)から(3)までに掲げる事項 (1) 中期目標及び中期計画の実施状況 (2) 当該期間における業務運営の状況 (3) 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎事業年度の当該指標の数値 (4) 当該期間における毎事業年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報
	(2) 当該事業年度における業務運営の状況 (3) 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎事業年度の当該指標の数値 (4) 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎事業年度に係る年度計画に定めた項目に係る財務情報及び人員に関する情報 ロ 当該事業年度における業務の実績について法人が自ら評価を行った結果については、次に掲げる事項 (1) 評定及び当該評定を付した理由 (2) 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 (3) 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

<p>三 法第二十八條第一項第三号に掲げる事業年度に係る報告書</p>	<p>二 当該期間における業務の実績について法人が自ら評価を行った結果については、前号ロに掲げる事項</p> <p>イ 当該事業年度における業務の実績については、当該事業年度に係る年度計画に定めた項目が法第二十五條第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には第一号イに掲げる事項、当該項目が同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には同イの(1)から(3)までに掲げる事項</p> <p>ロ 当該事業年度における業務の実績について法人が自ら評価を行った結果については、第一号ロに掲げる事項</p> <p>ハ 中期目標の期間における業務の実績については、当該中期計画に定めた項目が法第二十五條第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には前号ハに掲げる事項、当該項目が同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には同ハの(1)から(3)までに掲げる事項</p> <p>ニ 当該期間における業務の実績について法人が自ら評価を行った結果については、第一号ロに掲げる事項</p>
-------------------------------------	---

2 法人は、前項に規定する報告書を知事に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業報告書の作成)

第十条 法第三十四條第二項の規定による事業報告書の作成については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法人に関する基礎的な情報であつて、次に掲げるもの
  - イ 目的、業務内容、沿革、組織図その他の法人の概要
  - ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
  - ハ 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）
- ニ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴
- ホ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数

へ 非常勤職員の数

ト 在学する学生の数（公立大学法人に限る。）

二 財務諸表（法第三十四條第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約

三 財務情報であつて、次に掲げるもの

イ 財務諸表に記載された事項の概要

ロ 重要な施設等の整備等の状況

ハ 予算及び決算の概要

ニ 経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況

四 事業に関する説明であつて、次に掲げるもの

イ 財源の内訳

ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

五 その他事業に関する事項

3 事業報告書には、年度計画に記載されたセグメント（法人を構成する一定の単位をいう。）ごとに、予算及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付しなければならない。

第十一条中「第三十四條第四項」を「第三十四條第三項」に改め、同条第二号中「法第六十八條第一項に規定する」を削る。

第十七条を第十八條とし、第十六条を第十七條とし、第十五條を第十六條とする。

第十四條中「第四十條第六項」を「第四十條第五項」に改め、同條を第十五條とし、第十三條を第十四條とし、第十二條を第十三條とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(会計監査報告の作成)

第十二條 法第三十五條第一項後段の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号において同じ。）は、会計監査人の職務の執行のため必要な体制の整備に留意しなければならない。

- 一 当該会計監査人に係る法人（以下この条において「当該法人」という。）の役員及び職員

二 当該法人の子法人の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法

第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三 前二号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 会計監査人は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び第四号において同じ。）が当該法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項

イ 正当な理由による会計方針の変更

ロ 重要な偶発事象

ハ 重要な後発事象

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日本則に次の七条を加える。

（内部組織）

第十九条 法第五十六条の二第一号の規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。同項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間における理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務について、他の現内部組織が現に当該業務を行つている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該他の現内部組織に在職していたものとみなす。（管理又は監督の地位）

第二十条 法第五十六条の二第二号の規則で定める管理又は監督の地位は、職員の退職管理に関する規則（平成二十八年一月青森県人事委員会規則第二一六号）第二十二条に規定する職員の職に相当するものとして知事が定めるものとする。

（出資の認可の申請）

第二十一条 公立大学法人は、法第七十七条の三の規定により出資の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 出資先の名称、住所又は居所及び代表者名（出資先が投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この条において同じ。）である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地並びに無限責任組合員の氏名又は名称及び住所）

二 出資に係る財産の内容及び評価額

三 出資を行う時期

四 出資を必要とする理由

五 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 出資先の定款その他の基本約款（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書）又はこれに準ずるもの

- 二 出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

(公立大学法人に係る業務実績等報告書)

第二十二條 第七條の規定は、法第七十八條の第二項の報告書について準用する。この場合において、第七條第一項の表中「第五号までに掲げる事項」とあるのは、「第五号までに掲げる事項並びに法第七十八條第二項に規定する教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項」と読み替えるものとする。

(長期借入金金の借入れの認可の申請)

第二十三條 公立大学法人は、法第七十九條の第三項又は第二項の規定により長期借入金金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 長期借入金金の額
- 三 借入先
- 四 長期借入金金の利率
- 五 長期借入金金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、長期借入金金の借入れにより調達する資金の用途を記載した書面を添付しなければならない。

(債券の発行の認可の申請)

第二十四條 公立大学法人は、法第七十九條の第三項又は第二項の規定により債券の発行の認可を受けようとするときは、債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 発行を必要とする理由
  - 二 地方独立行政法人法施行令第二十三條第三項第一号から第八号までに掲げる事項
  - 三 債券の募集の方法
  - 四 発行に要する費用の概算額
  - 五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 作成しようとする債券申込証

- 二 債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面

- 三 債券の引受けの見込みを記載した書面

(償還計画の認可等の申請)

第二十五條 公立大学法人は、法第七十九條の四の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、法第二十七條第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 長期借入金金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
- 二 債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法
- 三 長期借入金及び債券の償還の方法及び期限
- 四 その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定は、償還計画の変更の認可を受けようとする場合について準用する。この場合において、同項中「法第二十七條第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく」とあるのは、「その都度」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 青森県規則第二十一号

##### 青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十三号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第十三項」を「第十四項」に改める。

第五条第三号中「第二号様式」を「第三号様式」に改め、同号を同条第四号とし、

同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「第四十八条第十三項」を「第四十八条第十四項」に、「第十二項」を「第十三項」に、「第一号様式」を「第二号様式」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 田園住居地域内に建築する法別表第二(ち)項第四号に掲げる建築物 第一号様式による事業調書

第六条の二中「第三号様式」を「第四号様式」に改める。

第六条の三中「第四号様式」を「第五号様式」に改める。

第七条中「第五号様式」を「第六号様式」に改める。  
第八条中「第六号様式」を「第七号様式」に改める。  
第九条中「第七号様式」を「第八号様式」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
（中間検査申請書の添付書類）

第九条の二 施行規則第四条の八第一項第四号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類（第一号から第三号までに掲げる書類にあつては、確認申請書又は計画通知書に添付している場合における当該書類を除く。）とする。

- 一 令第三十八条第三項の規定に適合することの確認に必要な図書
- 二 令第四十六条第四項の規定に適合することの確認に必要な図書
- 三 令第四十七条第一項の規定に適合することの確認に必要な図書
- 四 その他地区建築主事が必要と認める書類

第十二条第一項中「第八号様式」を「第九号様式」に改め、同条第二項中「第九号様式」を「第十号様式」に改め、同条第三項中「第十号様式」を「第十一号様式」に改める。

第十五条第一項の表中「第十三項」を「第十四項」に、

日影図

付近住民調書（第十一号様式）

作業内容説明書（第十二号様式）

建築物等の概要調書（第十三号様式）

工場等調書（第一号様式）

を

日影図

付近住民調書（第十二号様式）

作業内容説明書（第十三号様式）

建築物等の概要調書（第十四号様式）

事業調書（第一号様式）

工場等調書（第二号様式）

に改める。

第十九条第一項中「第十三項」を「第十四項」に改める。

第二十六条中「第十四号様式」を「第十五号様式」に改める。

第二十八条中「第十五号様式」を「第十六号様式」に改める。

第十五号様式を第十六号様式とし、第一号様式から第十四号様式までを一様式ずつ繰り下げ、別表の次に次の一様式を加える。

第1号様式 (第5条、第15条関係)

敷地の位置		事業調査			
店舗等の名称		既存部分	申請に係る増加部分	申請に係る減少部分	合計
用途①-1					
用途①-2					
用途①-3					
用途②					
用途③					
用途④					
敷地面積		㎡	㎡	㎡	㎡
建築面積		㎡	㎡	㎡	㎡
延べ床面積	用途①-1	㎡	㎡	㎡	㎡
	用途①-2	㎡	㎡	㎡	㎡
	用途①-3	㎡	㎡	㎡	㎡
	用途②	㎡	㎡	㎡	㎡
用途③	㎡	㎡	㎡	㎡	
用途④	㎡	㎡	㎡	㎡	
合計		㎡	㎡	㎡	㎡
生産地域(住所等)					
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物					
上記以外の地域で生産された農産物					
参考事項					

- 注1 「用途①-1」欄については、田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗について記入してください。
- 2 「用途①-2」欄については、田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店について記入してください。
- 3 「用途①-3」欄については、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産

された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)について記入してください。

- 4 「用途②」、「用途③」及び「用途④」欄については、用途①-1、用途①-2又は用途①-3の併設の用途がある場合に記入してください。
- 5 店舗等の新築の場合は、「敷地面積」、「建築面積」及び「延べ床面積」欄については、「申請に係る増加部分」欄に各面積を記入してください。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十五号

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則

青森県災害対策本部に関する規則（昭和三十八年四月青森県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「、出納局長並びに本庁の部、危機管理局、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局及び出納局の次長」を「及び出納局長」に改め、同項第四号を削る。

第五条第一項の表対策連絡部の項中「対策連絡部」を「統括調整部」に改め、同条第二項中「対策連絡部に次長」を「統括調整部に副部長」に、「危機管理局次長」を「危機管理局の次長及び参事」に改める。

第六条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条対策連絡部の項を次のように改める。

統括調整部

- 一 災害応急対策の統括に関すること。
  - 二 他の部が実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
  - 三 関係機関が実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
  - 四 災害に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。
  - 五 他の部に属さない事項に関すること。
  - 六 その他本部の庶務に関すること。
- 第六条危機管理部の項中「対策連絡部」を「統括調整部」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、各部は、災害予防及び災害応急対策の実施に関し知事が特に命じた事務を分掌する。

第八条第一項中「対策連絡部」を「統括調整部」に改める。  
第十三条第二項中「対策連絡部長」を「統括調整部長」に改める。  
別表西北地方支部の項の前に次のように加える。

東青地方支部	青森市	青森市	東青地域県民局長
	東津軽郡	青森県病害虫防除所長	
		東青教育事務所長	
		青森警察署長	
		青森南警察署長	
		外ヶ浜警察署長	

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令第八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中

第一部課程研修	前期日程の研修	六、一五〇円
	後期日程の研修	六、一五〇円

を

税務専門課程研修	税務・徴収コース	六、三〇〇円
	会計コース	五、九八〇円
第一部課程研修	前期日程の研修	六、三五〇円（基本法制研修を受講しない場合にあつては、六、二〇〇円）
	後期日程の研修	六、二四〇円（基本法制研修を受講しない場合にあつては、六、〇五〇円）
	前期日程の研修	七、四〇〇円
	後期日程の研修	七、五五〇円
税務専門課程研修	会計コース	五、七七〇円

に改める。

附則

- この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。
- 改正後の職員の日額旅費支給規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。

青森県訓令第九号

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表対策連絡部の項を次のように改める。

統括調整部		統括班	災害対策本部長が別に指定した職にある者
情報班		対策班	災害対策本部長が別に指定した職にある者
受援班		総務班	災害対策本部長が別に指定した職にある者
広報班		原子力班	災害対策本部長が別に指定した職にある者

第二条第二項の表企画政策部の項中

統計分析班	統計分析課長
青い森鉄道対策班	青い森鉄道対策室長

を

統計分析班

統計分析課長

に改め、同条第三項ただし書

中「対策連絡部」を「統括調整部」に、「危機管理局に所属する」を「全部局の」に改め、同条第四項中「係を」を「チームを」に、「係の」を「チームの」に、「係長及び係員」を「チームリーダー及びチーム員」に改める。

第三条を次のように改める。

（班の分担事務）

第三条 前条に規定する班の分担事務は、知事が別に定める。

第四条を削る。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

告

示

青森県告示第二百六十七号

青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱を次

のように定める。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱

青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱（平成二年九月青森県告示第五百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十四第二項中「水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月二十三日環境省告示第六十号）の表の農薬の成分の欄を「次の各号」に、「同表の基準値の欄に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月二十三日環境省告示第六十号）の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬 同表の基準値の欄に掲げる数値
- 二 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月四日環境省告示第四百四十三号）の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬 同表の基準値の欄に掲げる数値

別表中

イソキサチオン	〇・〇八
エトリジアゾール（エクロメゾール）	〇・〇四
オキシシン銅（有機銅）	〇・四
クロロネブ	〇・五
トリフルミゾール	〇・五
プロピコナゾール	〇・五
ポリカーバメート	〇・三

アシユラム  
エトキシスルフロン

一 二

シデュロン

三

プロピザミド

〇・五

ペンフルラリン（ベスロジン）

〇・一

（植物成長調整剤）

トリネキサパックエチル

〇・一五

を削る。

及び

附 則

この要綱は、平成三十年五月一日から施行する。

青森県告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年四月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 占用を制限する路線名及び区域

路線名	区 域
国道一〇一号	青森市浪岡大字大釈迦字前田一〇二の二から 西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三三八三の五まで

国道一〇二号	弘前市大字高田二丁目一〇の一八から 黒石市大字南中野字オノ神三一の一まで
国道一〇三号	十和田市大字奥瀬字宇樽部国有林五七林班口小班から 十和田市大字三本木字野崎四〇の三六一まで 青森市橋本二丁目一の一から 青森市大字荒川字南荒川山国有林二五三林班に小班まで
国道二七九号	十和田市大字法量字谷地国有林一二〇林班ろ一小班から 十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋一四の六まで 下北郡大間町大字大間字根田内八の五八から 上北郡野辺地町字松ノ木平二四の七まで
国道二八〇号	上北郡六ヶ所村大字尾駮字尾駮第三国有林一一三九林班ほ小班から 上北郡東北町字湯田平一一二の一まで 青森市大字新城字平岡四〇の二の二から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢四の四まで
国道二八二号	平川市碓ヶ関西碓ヶ関山国有林七二八林班い一小班から 平川市碓ヶ関西碓ヶ関山一の四四五まで
国道三三八号	むつ市中央二丁目三〇六の八〇から むつ市大字田名部字前田三八の三まで むつ市大湊新町三〇から 上北郡おいらせ町下前田七一の一まで
国道三三九号	上北郡六ヶ所村大字尾駮字猿子沢三一二の一から 上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下二九の五二まで 南津軽郡藤崎町大字西豊田三丁目一の二から 五所川原市大字桜田字鴻ノ巣六四五の一まで 五所川原市大字毘沙門字東中久保六の四四から 北津軽郡中泊町大字今泉字布引一一四の一まで

国道三四〇号	八戸市大字沢里字二ツ屋四の一から 八戸市柏崎一丁目一一四の一まで
国道三九四号	青森市大字駒込字南駒込山国有林二一四林班い小班から 十和田市大字法量字谷地国有林一二六林班へ一小班まで 青森市大字荒川字南荒川山国有林二五三林班へ二小班から 黒石市大字南中野字オノ神三一の一まで
国道四五四号	八戸市大字長苗代字内舟渡一〇三の三から 八戸市大字尻内町字鴨田五の二まで
県道弘前岳鱈ヶ沢線	弘前市大字土手町一三三の一から 弘前市大字上白銀町一の一まで
県道八戸野辺地線	八戸市大字河原木字千刈田四の二から 上北郡東北町字石坂一〇の八まで
県道三沢十和田線	三沢市四丁目二丁目一四五の三八一から 三沢市中央町三丁目一〇の四四まで
県道三沢十和田線	三沢市大町二丁目三一の二〇一四から 上北郡六戸町大字犬落瀬字柳沢九一の二五五まで
県道三沢十和田線	三沢市大字三沢字堀口一一七の三六から 十和田市大字洞内字後野三三〇の一六まで
県道鱈ヶ沢蟹田線	北津軽郡中泊町大字今泉字布引一五六の九から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本八の一まで
県道大鰐浪岡線	平川市大坊竹原二〇八の一から 青森市浪岡大字浪岡字若松一七四まで
県道青森停車場線	青森市新町一丁目一の一六から 青森市本町一丁目二の三一まで
県道弘前停車場線	弘前市大字代官町四八の八から 弘前市大字駅前一丁目一の四まで

県道十和田三戸線	内線 県道青森環状野	県道名川階上線	県道弘前環状線	和田線 県道青森田代十	線 県道弘前鱈ヶ沢	県道八戸環状線	弘前線 県道岩崎西目屋	県道青森浪岡線	県道八戸三沢線	県道八戸百石線	県道青森港線
十和田市元町東一丁目一の二から 十和田市稲生町一七〇の七まで	青森市大字宮田字玉水五七六から 青森市大字野内字大林二の八まで	青森市大字浪館字近野無番から 青森市大字安田字近野四四八の三まで 八戸市南郷大字市野沢字石窪一〇の一まで	弘前市大字中崎字苅田二七七の一から 弘前市大字津賀野字浅田九八八の一まで 八戸市南郷大字中野字館野四の四から	青森市大字前岳国有林二三一林班へ小班から 青森市大字駒込字南駒込山国有林二一四林班い小班まで	弘前市大字代官町四四の一から 弘前市大字紺屋町一八二の一まで	八戸市大字田面木字エヒサ沢五の四から 八戸市築港街一丁目一の五一まで	弘前市大字親方町一九まで	青森市第二問屋町二丁目一五九から 青森市浪岡大字杉沢字山元三二六の二まで	八戸市大字田面木字上田面木四一の六から 八戸市大字尻内町字鴨田五の六まで	八戸市長苗代一丁目一六二の七から 上北郡おいらせ町一川目二丁目七三の三七五まで	青森市本町三丁目二の一から 青森市本町二丁目四の九まで

県道大町三沢線	県道妙売市線	県道後平青森線	停車場線 県道水喰上北町	停車場線 県道折茂上北町	停車場線 県道尾駁有戸停	線 県道海老川新町	停車場線 県道赤川下北停	線 県道上野十和田	野内線 県道清水川滝沢	停車場線 県道荒川青森停	県道弘前平賀線	県道青森東イン ター線
三沢市南山三丁目一七〇の一まで 三沢市大字三沢字堀口一一七の一〇から	八戸市根城一丁目一の七から 八戸市根城四丁目一の三〇まで	上北郡七戸町字後平七三八の二から 上北郡七戸町字志茂川原三二〇の一まで	上北郡東北町旭南一丁目三一の八三から 上北郡東北町上北南一丁目三一の五三三まで	上北郡東北町大字大浦字南家裏一四の七八から 上北郡東北町上北南二丁目三一の四一五まで	上北郡六ヶ所村大字尾駁字弥栄平二五六の三まで	むつ市海老川町二〇四の二まで むつ市下北町九四の一から	むつ市大曲三丁目三一三から むつ市港町九〇の五まで	上北郡東北町大字大浦字一本松一八の一から 上北郡東北町大字大浦字井尻四一の一まで	青森市大字滝沢字下川原一七三の一から 青森市大字三本木字川崎一六一の六まで	青森市大字荒川字柴田一一〇の一から 青森市長島二丁目二五の六まで	弘前市大字松森町六六の一から 弘前市大字高田一丁目四の三まで	青森市大字諏訪沢字松代一四八の一から 青森市大字三本木字川崎二七七の三まで

県道後平馬屋尻線	上北郡七戸町志茂川原三二〇の一から 青森市大字滝沢字下川原一七三の一まで
県道久栗坂造道線	青森市大字造道字磯野一〇八の三から 青森市東造道三丁目一三の三まで
県道石川百田線	弘前市大字小金崎字大仏新田三五の一から 弘前市大字土手町一三三の一まで
県道下北停車場線	むつ市港町九〇の五から むつ市中央二丁目二〇〇の一まで
県道小国本町線	平川市新館藤山二三の九から 平川市本町平野一八の一五まで
県道浪岡藤崎線	青森市浪岡大字杉沢字井ノ下一四一の六から 青森市浪岡大字浪岡字若松一七四まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十年四月十三日

青森県告示第二百六十九号

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年 大蔵省 建設省 令第二号）第六十九条第三項の規定により、小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所を青森県県土整備部建築住宅課に設けたので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百七十号

平成七年四月一日青森県告示第二百二十九号（不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の場所）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

「第十五条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	---	--------------------------------